

〔事案 26-118〕 契約解除取消請求

・平成 27 年 5 月 13 日 裁定終了

<事案の概要>

告知書作成時、募集人の不告知教唆があったことを理由に、契約解除の取消および給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

「子宮頸がん」で入院し、手術を受けたため給付金を請求したところ、契約が解除された。しかし告知時に募集人による不告知教唆があったため、契約解除を取り消して、給付金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 会社が求めた医師回答書によると、本件においては、告知義務違反の要件充足（申立人の告知義務違反）は明らかである。
- (2) 募集人による不告知教唆は存在しない。申立人から募集人の不告知教唆を証する客観的資料は提出されておらず、逆にこれを否定する客観的資料（録音媒体）が提出されている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

- (1) 裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人および募集人に対して告知時に募集人から不適切な誘導がなされていないか、不告知教唆等の事実があったかどうか等を把握するため事情聴取を行った。
- (2) 医学的判断の参考資料とすべく、独自に第三者の医師の意見書を入手して審理の参考にした。

2. 裁定結果

上記手続の結果、告知の際、申立人には告知義務違反の事実があり、募集人が告知妨害または不告知教唆を指示・誘導したとまでは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。

<参考>

○告知の際、申立人には告知義務違反の事実があり、募集人が告知妨害または不告知教唆を指示・誘導したとまでは認められない理由は、以下のとおり。

- (1) 以下のとおり、申立人には告知義務違反があったと認められる。

① 申立人は告知書の最近 3 カ月以内の医師による入院・手術・検査の推奨の有無を問う項目において、子宮頸部異形成と診断され、再検査・精密検査を勧められており、組織診により軽度異形成と診断され、経過をみるための診察・検査を勧められているにもかかわらず、「いいえ」と回答している。

② 申立人は告知書の過去 2 年以内の医師による経過をみるための診察・検査指導を受けたことがあるかの有無を問う項目において、「いいえ」と回答している。

- (2) 以下のとおり、子宮頸部異形成の診断および組織診について、募集人が告知妨害または不

告知教唆に該当し得る程度の指示または誘導をしたとまでは認められない。

- ①申立人の事情聴取によると、告知書作成時、最近3カ月以内の医師による入院・手術・検査の推奨の有無を問う項目について募集人に尋ねたり、確認することなく自分自身の判断で、「いいえ」にマルを付けたと述べている。
- ②また、告知書作成時、募集人に対し、5年以上通院しているが、医師からは今すぐがんになる病気ではないと言われている旨を伝えたところ、募集人から、「そういうことなら“通院していない”と答えればいい。」と言われた、と述べている。
- ③一方、募集人の事情聴取によると、申立人は申立人の親ががんになって通院しているときに、病院について行ったという話をし、申立人自身のこととして通院しているという話を聞いた記憶は全くない、と述べている。
- ④本契約については、募集人から申立人に対して積極的な勧誘行為を行ったわけではなく、申立人から、病気のと看に何か役立つような保険はないかという言い方をして相談に行ったものである。
- ⑤事情聴取における申立人の述べている内容に一貫性を欠くところがあり、申立人の述べていることのみを拠り所として募集人による不告知教唆を認定することは困難である。